

議案第34号

鳥取県行政手続条例の一部改正について

次のとおり鳥取県行政手続条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例

鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

目次

第1章～第3章 略

第4章 行政指導（第31条—第35条の2）

第4章の2 処分等の求め（第35条の3）

第5章・第6章 略

附則

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）・（2） 略

（3） 知事等 知事、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項その他の法令の規定により処分をする権限を与えられた機関をいう。

（4） 略

（5） 申請 条例等に基づき、知事等の許可、認可、免許その他

目次

第1章～第3章 略

第4章 行政指導（第31条—第35条）

第5章・第6章 略

附則

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）・（2） 略

（3） 知事等 知事、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項その他の法令の規定によりこれらの権限に属する事務の委任を受けた者をいう。

（4） 略

（5） 申請 次のいずれかの行為に該当するものをいう。

の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して知事等が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

(6) 不利益処分 知事等が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 略

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請

ア 条例等に基づき、知事等の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して知事等が諾否の応答をすべきこととされているもの

イ 鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第2条第1項に規定する補助金等及び貸付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等をその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の目的に従って交付するものを除く。）の交付を求める行為

(6) 不利益処分 知事等が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 略

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請

に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分

ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 略

- (7) 行政指導 行政機関（県の機関（議会を除く。）をいう。以下同じ。）がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって法第2条第2号に規定する処分に該当しないものをいう。
- (8) 事前協議 法第2条第3号に規定する申請に先立ち、当該申請を予定する者（以下「申請予定者」という。）が当該申請の内容の適否について行政機関の応答を求めるために行う協議をいう。
- (9) 届出 知事等に対し一定の事項の通知をする行為（法第2条第3号に規定する申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法令上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 略

- (7) 行政指導 行政機関（県の機関（議会を除く。）をいう。以下同じ。）がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分（その根拠となる規定が法律及び法律に基づく命令に置かれているものを含む。）に該当しないものをいう。
- (8) 事前協議 申請に先立ち、申請を予定する者（以下「申請予定者」という。）が当該申請の内容の適否について行う協議をいう。
- (9) 届出 知事等に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1) 議会の議決によって若しくは議決を経て、又は議会の同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 相反する利害を有する者間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導

(9) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、警察職員又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法令上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 相反する利害を有する者間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）及び行政指導

(8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、警察職員又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法令上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政

導

(10) 略

(11) 略

(複数の行政庁が関与する処分等)

第11条 知事等は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する法第2条第3号に規定する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させないものとする。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の法第2条第3号に規定する申請に対する同条第2号に規定する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、知事等は、必要に応じ、他の行政庁と連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進を図るものとする。

3 一の事由に基づき複数の行政庁への法第2条第3号に規定する申請が必要となる場合について、知事等は、当該申請の際の負担の軽減を図るため、申請書及びその添付書類の簡素化、統一化等の必要な措置を講ずるものとする。

指導

(9) 略

(10) 略

(複数の行政庁が関与する処分等)

第11条 知事等は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させないものとする。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、知事等は、必要に応じ、他の行政庁と連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進を図るものとする。

3 一の事由に基づき複数の行政機関への申請が必要となる場合について、知事等は、申請書及びその添付書類の簡素化、統一化等の申請の際の負担の軽減を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(申請に関連する行政指導)

第32条 法第2条第3号に規定する申請の取下げ又は内容の変更を
求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該申請を
した者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず
当該行政指導を継続すること等により当該申請をした者の権
利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第33条 法第2条第3号に規定する許認可等をする権限又は同号に
規定する許認可等に基づく同条第2号に規定する処分をする権限
を有する行政機関が、当該権限を行使することができない場合又
は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行
政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すこと
により相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるような
ことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第34条 略

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が

(申請に関連する行政指導)

第32条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあって
は、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思が
ない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等
により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはなら
ない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第33条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限
を有する行政機関が、当該権限を行使することができない場合又
は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行
政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すこと
により相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるような
ことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第34条 略

法第2条第3号に規定する許認可等をする権限又は同号に規定する許認可等に基づく同条第2号に規定する処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）に携わる者は、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該行政指導が前号の要件に適合する理由

4 行政指導が口頭でなされた場合において、その相手方から前3項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

5 略

2 行政指導が口頭でなされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 略

(事前協議の処理に関する異議)

第34条の3 事前協議の申入れをした者は、当該事前協議の処理に関し異議があるときは、行政機関に対し、その旨を申し出て、当該事前協議に対する適否の応答その他必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該事前協議の内容
- (3) 当該事前協議の処理に関する異議の趣旨及び理由
- (4) その他参考となる事項

3 行政機関は、第1項の規定による申出を受けたときは、必要な調査を行い、その結果を当該申出をした者に対し通知するとともに、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該事前協議に対する適否の応答その他適切な措置を講ずるものとする。

(複数の者を対象とする行政指導)

第35条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらか

(事前協議の処理に関する異議)

第34条の3 前条第2項の事前協議の申入れをした者は、当該事前協議の処理に関し異議があるときは、行政機関の長に対し異議の申出を行うことができる。

2 行政機関の長は、前項の規定により異議の申出を受けたときは、当該申出の内容を調査の上、必要な措置を講ずるとともに、当該対応の結果を当該異議を申し出た者に対し回答するものとする。

(複数の者を対象とする行政指導)

第35条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらか

じめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項（以下「行政指導指針」という。）を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表するものとする。

（行政指導の中止等の求め）

第35条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと料するとき、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置を講ずることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- （1） 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- （2） 当該行政指導の内容
- （3） 当該行政指導がその根拠とする法令の条項
- （4） 前号の条項に規定する要件

じめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表するものとする。

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果を当該申出をした者に対し通知するとともに、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置を講じなければならない。

第4章の2 処分等の求め

第35条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する知事等又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 知事等又は行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果を当該申出をした者に対し通知するとともに、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。ただし、当該申出をした者以外のものの正当な利益を害するおそれがあると認められる場合は、当該申出をした者に対し通知することを要しない。

(写しの交付)

第37条 審査基準、標準処理期間若しくは処分基準又は行政指導指針を記載した書面の写しの交付を必要とする者は、当該写しの交付を求めることができる。

2～6 略

(県民の意見の聴取)

(写しの交付)

第37条 審査基準、標準処理期間若しくは処分基準を記載した書面又は第35条の規定により定めた事項を記載した書面の写しの交付を必要とする者は、当該写しの交付を求めることができる。

2～6 略

(県民の意見の聴取)

第38条 知事等は、審査基準、標準処理期間及び処分基準を定め、
又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、
県民の意見を聴くよう努めるものとする。

2 略

3 行政機関は、行政指導指針を定め、又はこれを変更し、若しくは
廃止しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を聴くよう
努めるものとする。

(書類の提出者への教示等)

第39条 知事等又は提出先機関若しくは条例等により届出の提出先
とされている県の機関（知事等を除く。以下「届出先機関」とい
う。）は、当該知事等又は提出先機関若しくは届出先機関に申請
又は届出に必要な書類の提出をしようとする者又は提出をした者
（以下「提出者」という。）に対し、提出された書類は、鳥取県
情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第2項又は鳥
取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第2条に規
定する公文書としてこれらの条例による開示の請求の対象となる

第38条 知事等は、審査基準、標準処理期間及び処分基準並びに第
35条に規定する複数の者を対象とする行政指導に共通してその内
容となるべき事項を定め、又はこれらを変更し、若しくは廃止し
ようとするときは、あらかじめ、県民の意見を聴くよう努めるも
のとする。

2 略

(書類の提出者への教示等)

第39条 知事等又は提出先機関は、当該知事又は提出先機関に書類
の提出をしようとする者又は提出をした者（以下「提出者」とい
う。）に対し、提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12
年鳥取県条例第2号）第2条第2項に規定する公文書として同条
例による開示の請求の対象となることを教示するものとする。た
だし、書類が郵送その他の持参によらない方法により提出された
場合であって教示をするために別に費用を要するときは、この限
りでない。

ことを教示するものとする。ただし、書類が郵送その他の持参によらない方法により提出された場合であって教示をするために別に費用を要するときは、この限りでない。

- 2 知事等又は提出先機関若しくは届出先機関は、前項ただし書に該当する場合であっても、提出された書類の補正を命ずるときその他の提出者に対する連絡を行うときは、当該提出者に対し同項本文に定める事項を教示するよう努めるものとする。
- 3 知事等又は提出先機関若しくは届出先機関は、提出を求める書類は事務に必要な最小限の範囲のものとすることに留意するとともに、提出者の求めに応じ、当該書類の提出を求める理由を示すものとする。この場合において、提出者は、当該書類を提出する必要性がないと思料するときは、知事等又は提出先機関若しくは届出先機関に対し、その旨を申し出ることができる。
- 4 前項後段の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
 - (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 当該申請又は届出の根拠となる条例等の条項
 - (3) 当該書類を提出する必要性がないと思料する理由
 - (4) その他参考となる事項

- 2 知事又は提出先機関は、前項ただし書に該当する場合であっても、提出された書類の補正を命ずるときその他の提出者に対する連絡を行うときは、当該提出者に対し同項本文に定める内容を教示するよう努めるものとする。
- 3 知事等又は提出先機関は、提出を求める書類は事務に必要な最小限の範囲のものとすることに留意するとともに、提出者の求めに応じ、当該書類の提出を求める理由を示すものとする。この場合において、提出者は、当該書類を提出する必要性がないと思料するときは、知事等又は提出先機関に対し、その旨を申し出ることができる。

5 知事等又は提出先機関若しくは届出先機関は、第3項後段の規定による申出を受けたときは、当該申出の内容を検討し、当該検討の結果を当該申出をした者に対し回答するとともに、必要があると認めるときは、書類の提出を要しないとすることその他適切な措置を講ずるものとする。

(条例の教示)

第40条 知事等、提出先機関、届出先機関、主宰者又は行政指導に携わる者は、必要に応じ、申請をしようとする者、申請者、不利益処分の名宛人となるべき者、名宛人若しくは関係人、行政指導の相手方又は届出をしようとする者に対しこの条例の内容を教示するよう努めるものとする。

(補助金等へのこの条例の適用)

第41条 条例等に基づく補助金、交付金その他の給付金（相当の反対給付を受けないものに限る。）又は貸付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等をその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の目的に従って交付するものを除く。以下この

4 知事等又は提出先機関は、前項後段の規定による申出を受けたときは、当該申出の内容を検討の上、当該検討の結果を当該申出をした者に対し回答するとともに、必要に応じ、適切な措置を講ずるものとする。

(条例の教示)

第40条 知事等、提出先機関、主宰者又は行政指導に携わる者は、必要に応じ、申請をしようとする者、申請者、不利益処分の名あて人となるべき者、名あて人若しくは関係人、行政指導の相手方又は届出をしようとする者に対しこの条例の内容を教示するよう努めるものとする。

(補助金等へのこの条例の適用)

第41条 条例等に基づく鳥取県補助金等交付規則第2条第1項に規定する補助金等及び貸付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の目的に従って交付するものを除く。）に係る行為は、処分、行政指導又は届出とみなして、

条において「補助金等」という。)に係る次に掲げる行為は、処分とみなして、この条例の規定を適用する。

- (1) 補助金等の交付又は貸付けの決定
- (2) 補助金等の交付又は貸付けの決定を取り消し、若しくは変更し、又はその額を変更する行為
- (3) 補助金等の交付又は貸付けの対象となる事業の内容等の変更を承認する行為

(法律等に基づく処分等に関する措置)

第42条 知事等、法令により当該知事等と異なる県の機関が法第2条第3号に規定する申請の提出先とされている場合における当該機関、同号に規定する許認可等に携わる者、法第17条第1項に規定する主宰者又は法令により法第2条第7号に規定する届出の提出先とされている県の機関（知事等を除く。）は、同条第2号に規定する処分又は同条第7号に規定する届出（法令の規定により法の規定の全部又は一部が適用されないこととされたものを除く。）について、第6条の2、第9条第3項、第39条又は第40条に定める措置に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

この条例の規定を適用する。

(法律等に基づく処分等に関する措置)

第42条 知事等、法令により当該知事等と異なる県の機関が法第2条第3号に規定する申請の提出先とされている場合における当該機関、同号に規定する許認可等に携わる者又は法第17条第1項に規定する主宰者は、法第2条第2号に規定する処分又は同条第7号に規定する届出のうち第2条第4号に規定する処分又は同条第8号に規定する届出に該当するもの以外のもの（法その他の法律又は法律に基づく命令の規定により法の規定の全部又は一部が適用されないこととされたものを除く。）について、第6条の2、第9条第3項、第39条又は第40条に定める措置に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民からの依頼に対する対応)

第43条 行政機関は、県民（県民を構成員とする団体等を含む。）から行われた県の後援名義の使用の依頼、講師等の派遣の依頼、物品等の借用の依頼その他これらに類する依頼（法第2条第3号に規定する申請又は同条第7号に規定する届出に該当するものを除く。）に対して、当該依頼に応じないときは、当該依頼を行った者に対し、次に掲げる事項を教示するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 依頼に応じないことに異議があるときは異議の申出を行うことができる旨及び当該申出を行うべき行政機関の名称

2 略

3 第1項の規定により教示を受けた者は、行政機関が同項の依頼に応じないことに異議があるときは、同項第3号に規定する行政機関に対し異議の申出を行うことができる。

4 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(県民からの依頼に対する対応)

第43条 知事等は、県民（県民を構成員とする団体等を含む。）から行われた県の後援名義の使用の依頼、講師等の派遣の依頼、県の施設又は設備の使用の依頼その他これらに類する依頼（法第2条第3号に規定する申請、第2条第5号に規定する申請、法第2条第7号に規定する届出及び第2条第9号に規定する届出に該当するものを除く。）に対して、当該依頼に応じないときは、当該依頼を行った者に対し、次に掲げる事項を教示するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 依頼に応じないことに異議があるときに、その異議を申し出ることのできる行政機関の名称

2 略

3 第1項の規定により教示を受けた者は、知事等が依頼に応じないことに異議があるときは、同項第3号に規定する行政機関の長に対し異議の申出を行うことができる。

(2) 当該依頼の内容

(3) 当該依頼に応じるべきであると思料する理由

(4) その他参考となる事項

5 行政機関は、第3項の規定による申出を受けたときは、必要な調査を行い、その結果を当該申出をした者に対し通知するとともに、その結果に基づき必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

4 行政機関の長は、前項の規定により異議の申出を受けたときは、当該申出の内容を調査の上、必要な措置を講ずるとともに、当該対応の結果を当該異議を申し出た者に対し回答するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(鳥取県税条例の一部改正)

2 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(鳥取県行政手続条例の適用除外)	(鳥取県行政手続条例の適用除外)

第18条 略

2 鳥取県行政手続条例第3条、第4条又は第34条第5項に定めるもののほか、県の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第4項及び第35条の規定は、適用しない。

第18条 略

2 鳥取県行政手続条例第3条、第4条又は第34条第3項に定めるもののほか、県の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第34条第2項及び第35条の規定は、適用しない。